毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一七、二八〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第二千八百七十六号
平成三十一年四月十五日
月曜日

目次

訓令

○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……一四三

公告

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……一四三

訓令

山梨県訓令甲第十一号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

「

本出先機関			
富士遺産研究所 一世界遺産センター 県立富士山副所長 県印	第三	二十一ミリメートル平方	一般文書用
	第四	二十一ミリメートル	一般文書用

」

別表出先機関の事務局長印の項中

「

山梨県○○事務所（○○、センター等）副所長印	第三	二十一ミリメートル平方	一般文書用
山梨県科学研究所副所長印			

」

を

「

		平方	

」

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公告

◉土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成三十一年四月十五日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　組合の名称　富士吉田市雨坪土地区画整理組合

二　事業施行期間　平成二十二年九月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　富士吉田市小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部

四　事務所の所在地　富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
五　設立認可の年月日　平成二十二年三月四日
六　変更後の事業施行期間　平成二十二年九月三十日から平成三十二年三月三十一日まで
七　変更認可の年月日　平成三十一年三月二十八日

発行者　山梨県　甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番